

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所業務方法書

19文科初第619号

平成19年8月24日

文部科学大臣認可

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条）
- 第2章 特別支援教育に関する研究（第3条 - 第4条）
- 第3章 特別支援教育関係職員に対する研修（第5条 - 第6条）
- 第4章 研究の成果の普及及び研究の促進（第7条 - 第8条）
- 第5章 図書その他の資料及び情報の収集、整理、保存及び提供（第9条 - 第10条）
- 第6章 教育相談並びに助言、指導及び援助（第11条）
- 第7章 業務委託（第12条）
- 第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第13条）
- 第9章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）第3条に規定する研究所の目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づき、この業務方法書を定める。

（業務運営の基本方針）

第2条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、公正かつ効率的に業務を運営しなければならない。

第2章 特別支援教育に関する研究

（研究）

第3条 研究所は、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行う。

（その他の研究）

第4条 研究所は、前条に定めるもののほか特別支援教育に附随する研究を行う。

第3章 特別支援教育関係職員に対する研修

（研修）

第5条 研究所は、その設置する研修施設等を利用して、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行う。

（その他の業務）

第6条 研究所は、前条に定めるもののほか教育関係者の資質の向上のため必要な業務を行う。

第4章 研究の成果の普及及び研究の促進

(成果の普及)

第7条 研究所は、研究紀要その他の刊行物を作成するなどして、第3条の研究成果を普及する。

(研究の促進)

第8条 研究所は、大学等の教育機関への講師の派遣、大学等の研究機関と連携する等により特別支援教育に関する研究の促進を図る。

第5章 図書その他の資料及び情報の収集、整理、保存及び提供

(図書等の収集)

第9条 研究所は、特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報(以下この章において「図書等」という。)を収集する。

(図書等の整理、保存及び提供)

第10条 研究所は、購入、受贈等により収集した図書等を分類整理し、常に良好な状態において保存し、研究者等の利用に供する。

第6章 教育相談並びに助言、指導及び援助

(教育相談)

第11条 研究所は、保護者等からの特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行う。

第7章 業務委託

(業務委託)

第12条 研究所は、自ら実施することが効率的でないと認める業務の実施を他に委託することができる。

第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約方式)

第13条 研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第9章 雑則

(業務執行に関する規程の制定等)

第14条 法令及びこの業務方法書に定めるものを除くほか、研究所の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から適用する。